

Arida Information

～有田市からのお知らせ～



人口・世帯数
【令和6年6月1日現在】
人口 25,486人（前月比-36人）
男 12,144人 女 13,342人
世帯数 11,665戸

お知らせ

市民課窓口業務の民間委託が
始まります

8月1日（木）から住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民票の写し等各種証明書の交付、住民異動届や戸籍の届出の受付など市民課の窓口業務を『株式会社エイシエック』に委託します。

※個人情報の取扱いについては、有田市と受託業者が個人情報の保護等に万全を期して業務を行います。

市民課 Tel 22-3561

マイナンバーカード受取・更新
休日開庁

対象 個人番号カードの受取をされる方、電子証明書の更新のお知らせが届いている方

日時 7月28日（日）

8時30分～正午

持ち物

【マイナンバーカードの受取】

①交付通知書（はがき）②通知カード③住民基本台帳カード（②③はお持ちの方のみ）④本人確認書類

【電子証明書の更新】

①電子証明書の有効期限通知書②マイナンバーカード③本人確認書類（暗証番号を忘れた場合）

※住所の変更手続き等はできません。

★マイナンバーカードの申請サポートも行っていきます。まだ申請されていない方もぜひご利用ください！

市民課 Tel 22-3561

あなたの健康づくりのために
健診を受けましょう

日時 9月7日（土）8時～9時受付

■特定健診

対象 40～74歳の国保加入者
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

■がん検診

対象 今年度に40歳以上になる市民
※受診できる検診は、お届けした受診券に記載しています。

検診種別

乳がん・肝臓ウイルス
乳がん・肝臓ウイルス

申込み 8月16日（金）まで

※すべて無料です。

事前に予約が必要です。

問 保険年金課 Tel 22-3512
保健センター Tel 82-3223

問 ふるさと創生室 Tel 22-3648



原産地呼称管理制度やふるさと納税にすでに取り組まれている生産者の方も、まだ取り組まれていない生産者の方も、ぜひご来場ください！

対象 みかん農家の皆様、制度に関心のある方
日時 7月30日（火）
19時30分～20時30分（予定）
場所 文化福祉センター 3階大会議室
内容 原産地呼称管理制度やふるさと納税市の農業支援策等についての報告会。
望月市長による講演
「なぜ？なに？原産地呼称管理制度」

【有田のみかん集会】開催！！
原産地呼称管理制度やふるさと納税、市の農業支援策等について、報告会を実施します！

問 生活環境課 22-3565

浄化槽の適正な管理をお願いします

浄化槽は適正な管理をしないと、故障や臭いの原因となるおそれがあります。

浄化槽管理者（浄化槽を使用している方または設置した方）には、浄化槽法により浄化槽の維持管理として次の3つが義務づけられていますので、必ず実施してください。

①保守点検（家庭の場合は年3、4回）

・機器類の調整、修繕
・消毒剤の補充等
・県の登録を受けた業者へ依頼



②清掃（年1回以上）

・汚泥の引抜
・機器類の洗浄
・市の許可を受けた業者へ依頼



③法定検査

・保守点検と清掃の実施状況を確認
・水質検査により浄化槽が正常に機能しているかを確認
・検査は2種類あり
7条検査（使用開始後3か月を経過した日から5か月以内）
11条検査（7条検査後毎年1回）
・県の指定検査機関へ依頼
公益社団法人和歌山県水質保全センター
Tel 073-432-6433



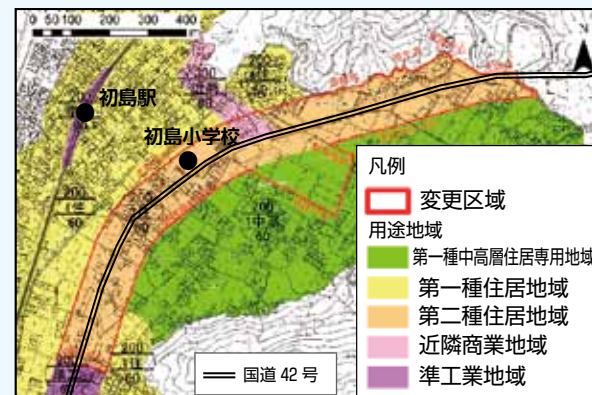
問 都市整備課 Tel 22-3609

有田都市計画用途地域変更について

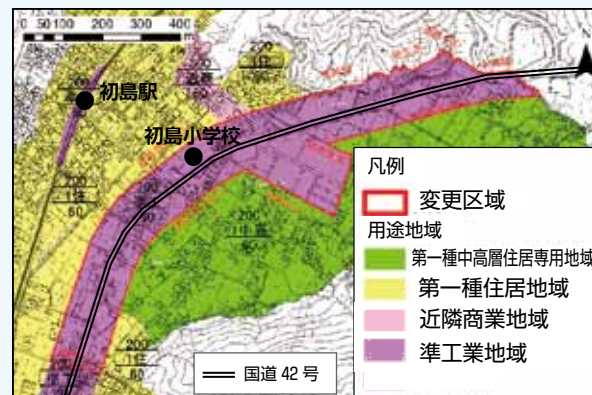
市では用途地域*指定状況と現況の土地利用との不整合の解消や初島地区における国道沿道の有効的な土地利用の促進を図るため、下図に示す赤線囲いの区域の用途地域について、「第一種中高層住居専用地域」「第二種住居地域」「近隣商業地域」を「準工業地域」に変更しました。

※用途地域とは
都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、建てられる建築物の用途や高さ、規模などを制限するものです。

【変更前】



【変更後】



後期高齢者医療被保険者証を
お届けします

今回お届けする「うすいオレンジ色」の保険証は、令和7年7月31日まで使えます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお知らせ

マイナンバー法等の一部改正法の施行により12月2日（月）以降、現行の被保険者証が廃止となります。

●12月1日（日）までに交付された被保険者証は、有効期限の令和7年7月31日までご使用いただけます。

●12月2日（月）以降に被保険者証の再交付を受ける方、新たに75歳になられる方

①マイナ保険証の利用登録をされている方
②利用登録がない方や国が定める理由により申請された方
を交付することとなります。

被保険者証	限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証
送付対象者	すべての被保険者
送付時期	7月初旬から順次
送付方法	簡易書留
色	うすいオレンジ色
使用可能日	7月1日（月）～

令和6年度

固定資産税（第2期）

国民健康保険税（第1期）

後期高齢者医療保険料（第1期）

介護保険料（第1期）

納期限は7月31日（水）です。

「夏の子供を守る運動」

青少年の健やかな成長のために、わたしたちに今、できることとは...

期間 7月1日（月）～8月31日（土）
◆家族のふれあい
◆地域の絆
◆安全・安心な環境づくり
◆スマートフォンにフィルタリング教育委員会、青少年育成市民会議

住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関に提示すると、窓口での医療費の自己負担額および入院時の食事代が減額されます。食事代の差額がある方は、市役所での申請が必要となりますので、医療機関で支払った分の領収書をお持ちください。※新しい保険証（認定証）が届いたら、現在お持ちの保険証（認定証）は市役所へご返却いただくか、細かく裁断するなどして処分してください。

問 保険年金課 Tel 22-3504
和歌山県後期高齢者医療広域連合
Tel 073-428-6688